

市有財産への飲料自動販売機 設置事業者募集要領

(この募集に参加するためには事前の申込が必要です)

令和元年10月実施

横浜市総務局

物件（飲料自動販売機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和2年4月1日から令和7年2月28日まで（4年11か月）

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 又は歩合率 (円/年又は%)
1	中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎 (貸付場所は、別紙参照)	24台	36.00㎡	10,104,000円 (販売実績の20%以上)
2	中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎 (貸付場所は、別紙参照)	24台	36.00㎡	10,104,000円 (販売実績の20%以上)

※消費税納税事業者の場合には、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

選定スケジュール

内 容	期 間
提案書の提出	10月11日（金）～11月25日（月）
質問受付期間	10月11日（金）～10月24日（木）
質問回答予定日	10月29日（火）（ホームページに掲載）
選定委員会の開催	11月29日（金）（予定）
結果の通知	12月6日（金）頃に通知
契約締結	12月13日（金）
販売機の設置準備	令和2年1月～3月
販売機の設置施行 貸付の開始	令和2年4月1日（水） ※4月1日～4月10日18時までに設置完了

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領

1 業務の内容

別添仕様書のとおり

2 参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出期間の最終日から選考委員会開催日までの間のいずれの日においても、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 本要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 平成28年4月1日から平成31年3月31日において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第25条の規定に基づく借地契約）です。

(2) 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年2月28日まで（4年11か月）

(3) 貸付物件の用途指定

飲料自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 飲料自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、翌月の15日までに、売上報告書を提出しなければなりません。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料自動販売機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了までに、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

4 提案書の提出

(1) 提出について

期日までに、(3)申込に必要な書類の提出をもって、参加申込みとみなします。提案書一式については、別紙「提案書の提出について」に基づき、所定の様式で作成してください。なお、提出書類は返却しません。

ア 提出期間 令和元年10月11日(金)から11月25日(月)まで
受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで
(正午から午後1時を除く)

イ 提出場所 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市総務局管理課(横浜市庁舎1階)

ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

(2) 参加可能な形態

参加できる者の形態は、単体事業者又は構成員数2者以内による共同企業体とします。

共同企業体により入札に参加しようとする者は、「2 参加者の資格」を満たした者により構成され、次の要件を満たさなくてはなりません。

ア 各構成員(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「組合」という。)の場合はその組合員を含む。)は、本入札において、同時に2者以上の共同企業体の構成員(組合の場合はその組合員を含む。)になることができない。

- イ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体以外の共同企業体の構成員になることができない。
- ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。
- エ 構成員の数は2者とする。なお、各構成員の出資比率については、10分の3以上とし、代表構成員がその共同企業体構成員中最大であること。

(3) 申込に必要な書類

以下の書類を提出してください。共同企業体の場合、代表者名を記載するものについては代表構成員名で作成、「ウ〜ク」については、構成員2者分を提出してください。

- ア 提案書一式（提案書表紙、様式1から様式4）
- イ 共同企業体協定書兼委任状（入札参加用）※共同企業体の場合のみ提出
- ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- エ 代表者の印鑑証明書
- オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用）を提出）
- カ 市税の納税証明書（契約行為を行う事業所のある自治体の納税証明書）
 - ①法人市民税（申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分）
 - ②固定資産税（償却資産分を含む。平成29年度及び30年度の2年度分）
- キ 財務諸表の写し（直前2年間分）
- ク 飲料自動販売機設置運営事業実績
(平成28年4月1日から平成31年3月31日まで)
- ケ 設置を希望する自動販売機のカatalog

(4) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提出書類は、無効とします。

- ア 2に定める入札参加資格のない者が提出した書類
- イ 所定の提案書以外で提出した書類
- ウ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない書類
- エ 虚偽の記載があった書類
- エ その他募集要領において無効とするもの

(5) 参加資格の有無及び喪失

前記(4)の条件により提出書類が無効となった場合、参加は認められません。また、参加資格があると認められたものが、前述「2 参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたときも、参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和元年10月11日(金)から10月24日(木)まで
受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで
(正午から午後1時を除く)

(2) 質問提出方法

質問書(横浜市所定様式)を4(1)イに記載の場所に持参するか、郵送、FAX又は電子メールでの送付とします。

FAX番号 : 045-662-7650

メールアドレス : so-chosyakanri@city.yokohama.jp

(3) 回答予定日

質問に対する回答は、令和元年10月29日(火)までに、横浜市総務局ホームページの「局入札募集案件一覧」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/bid/bosyu/>)で行います。再質問は認められません。

6 設置者の決定方法

(1) 横浜市市庁舎自動販売機設置者選定委員会による審査

ア 横浜市市庁舎自動販売機設置者選定委員会において審査を行い、要件に該当する公募参加者のうち、合計点数(以下「総得点」という。)の高い上位2者を設置候補者として決定します。総得点の算定方法は、「提案書の提出について」に示す通りです。

イ 決定した順位の上位者から、希望の物件を選んでいただきます。

ウ 実施予定日 令和元年11月29日(金)

7 設置者の決定時期及び結果の通知

設置候補者の決定から5日以内(市の休日を除く。)に設置者を決定し、決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれ書面により通知します。12月6日(金)頃に、通知を発送予定です。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

「公有財産賃貸借契約書」を、参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 契約者の名義は、提案書提出者名義で行います。

9 販売機設置の手続等

(1) 設置期間

契約締結後、借受人は原則として令和2年4月1日から4月11日の間の平日の日中に、設置場所で飲料自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行なっていただきます。

なお、具体的な設置スケジュールについては、施設管理者と協議の上決定します。

(2) 電気料金、水道料金の専用子メーターの設置

借受人は貸付料のほかに、光熱水費の実費を毎月お支払いいただきますので、電気料金、水道料金（カップ式自販機）の専用子メーターを設置してください。

10 その他

- (1) 市庁舎内には今回公募により設置する自動販売機のほか、11階にコンビニエンスストアが入居する予定となっています。
- (2) 提案書の提出期限から契約締結までの間に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

物 件 調 書

物件番号 1

所 在 地 (貸 付 場 所)	台数	貸付面積 (m ²)	最低貸付料 (円/年又は歩合率)
中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎 (貸付場所は、別紙参照)	24台	36.00 m ²	10,104,000円 (販売実績の20%以上)

【施設配置図（平面図） 横浜市庁舎 24台】

別紙 物件一覧（図面1）のとおり

物件番号 2

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/年又は歩合率)
中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎 (貸付場所は、別紙参照)	24台	36.00㎡	10,104,000円 (販売実績の20%以上)

【施設配置図(平面図) 横浜市庁舎24台】

別紙 物件一覧(図面2)のとおり

別紙 1

平成30年度販売本数及び売上実績（平成30年4月～平成31年3月）

場所		販売本数（本）	売上実績（円）
市庁舎	2階駅側エレベーターホール	12,871	1,822,240
	3階海側エレベーターホール	5,616	793,920
	4階駅側エレベーターホール	15,971	2,261,590
	4階海側エレベーターホール	6,626	948,420
	6階駅側エレベーターホール	23,140	3,271,530
	7階海側エレベーターホール	15,033	2,095,010
	8階海側エレベーターホール	20,218	2,832,820
関内中央ビル	1階エレベーターホール①	12,883	1,798,140
	1階エレベーターホール②	9,059	1,233,660

令和元年度販売本数及び売上実績（平成31年4月～令和元年8月）

場所		販売本数（本）	売上実績（円）
市庁舎	2階駅側エレベーターホール	4,817	689,500
	3階海側エレベーターホール	2,358	345,490
	4階駅側エレベーターホール	7,066	1,019,770
	4階海側エレベーターホール	2,554	379,200
	6階駅側エレベーターホール	10,052	1,471,470
	7階海側エレベーターホール	7,424	1,084,750
	8階海側エレベーターホール	9,355	1,366,830
	市会棟 1階エレベーターホール	1,008	137,910
関内中央ビル	1階エレベーターホール①	4,778	684,000
	1階エレベーターホール②	6,293	915,210

別紙2

市庁舎（行政棟部分）への移転職員数の推移（予定）

期間	局名	フロア	職員数（各フェーズ）
令和2年4月6日（月）～	総務局	26階	約25名
令和2年4月13日（月）～	温暖化対策統括本部	24階	約300名
	都市整備局	29階	
令和2年4月20日（月）～	財政局	11,12階	約500名
	こども青少年局	13階	
令和2年4月27日（月）～	総務局	11,26階	約500名
	市民局	9階	
	医療局	17階	
令和2年5月7日（木）～	経済局	29階	約1,800名
	健康福祉局	15, 16階	
	環境創造局	17, 27, 28階	
	教育委員会事務局	15, 26階	
令和2年5月11日（月）～	健康福祉局	15, 21階	約300名
	人事委員会事務局	17階	
令和2年5月18日（月）～	総務局	10階	約500名
	財政局	12階	
	市民局	3階	
	文化観光局	30階	
	経済局	31階	
	会計室	17階	
	選挙管理委員会事務局	17階	
	監査事務局	17階	
令和2年5月25日（月）～	政策局	8, 9階	約300名
	総務局	7, 11階	
	経済局	31階	
	建築局	2, 7階	
令和2年6月1日（月）～	国際局	31階	約450名
	水道局	20階	
	交通局	19階	
令和2年6月8日（月）～	市民局	12階	約650名
	資源循環局	23階	
	道路局	21, 22階	
	水道局	20階	
令和2年6月15日（月）～	建築局	7, 24, 25階	約550名
	道路局	22階	
	資源循環局	23階	
令和2年6月22日（月）～	建築局	24, 25階	約600名
	港湾局	30階	

市庁舎（議会棟部分）への移転職員数の推移（予定）

期間	局名	フロア	職員数（各フェーズ）
令和2年5月25日（月）～	議会局	7階	約60名